議事概要

令和５年度
北広島市保健福祉計画検討委員会
第２回　高齢福祉部会

日　時　：　令和５年１０月３日（火）　１８時３０分～２０時００分

場　所　：　北広島市役所　３階　３Ｄ会議室

◇北広島市保健福祉計画検討委員会高齢福祉部会
　出席者
　　三瓶委員（部会長）・對馬委員・伊藤委員・齊藤委員・櫻井委員・白崎委員・三木委員
　欠席者
　　島谷委員

◇事務局
　工藤高齢者支援課長・林福祉総合相談室参事・山田高齢者支援課主査・金田高齢者支援課主査
　宮下高齢者支援課主査・浜山健康推進課主査・野切福祉総合相談室主査・中西高齢者支援課主任

◇傍聴者　１名

《議事概要》

１　開　会

２　部会長あいさつ

３　報告事項
（1）第８期介護保険事業計画の評価と課題について【資料１-①～１-④】

事務局：（説明）

部会長：事務局の説明について、質疑、意見等はないか。

委　員：資料 1-①〈7ｐ〉（訪問型サービス・通所型サービス）の実績について、金額の実績は記載されているが、利用者数については記載されていないのはなぜか。

事務局：今回は、給付費について比較していただきたく記載しており、利用者数については、第３回高齢福祉部会で報告する予定である。

委　員：他の事業については利用者数の実績が記載されているものもあるため、できれば、第２回高齢福祉部会時点で利用者の数値を入れていただきたかった。

事務局：今後については検討し、今回報告分の利用者数については、第３回高齢福祉部会時に報告させていただく。

委　員：第８期介護保険事業計画〈42ｐ〉の配食サービスの実績と見込み値について、第７期と第８期の計画を比較すると利用者数が減少しており、要因を把握しているか。

事務局：当初は配食事業者数も２社と少なく、最近は５社に増えているところであるが、例えば妻が入院中に夫がサービスを利用され、妻が退院すると配食の必要がなくなる等、短期で利用が終わる利用者がいることが要因と考える。

委　員：第８期介護保険事業計画〈46ｐ〉の長寿祝福事業について、R3 年度 38 人、R4 年度 45 人、R5 年度 40 人と計画されているが、実際には（資料 1-①〈11ｐ〉）R3 年度 28 人、R4 年度 19 人、R5 年度 27 人（見込み）と実績があり、R4 年度については計画の半分以下の人数となっている。当然、人口の異動等もあると思うが極端に差がある理由はなにか。

事務局：計画を立てた令和２年度に、当時 97・98 歳の方が 100 歳を迎えるものと考え計算していたが、2～3 年間で亡くなった方が多い状況であった。また、本事業は年度当初に対象者リストを作成し、誕生日を迎えた方について、お祝いをするという事業であるが、誕生日を迎える前に亡くなった方も非常に多かった。

委　員：統計的なところで予想し、その推移から見込みを算出することはできないのか。

事務局：これまでの実績を踏まえた計算の仕方をしていく必要があると考える。

委　員：全体的な評価を聞いていると、市として、介護・福祉を充実したいという基本的な姿勢を持って取組んでいると思う。資料 1-④〈4ｐ〉の北広島市の人口推移のグラフを見ると、2045 年に高齢化率が生産年齢人口割合を上回ることになっている。人口が減少しており出生率も低く危機的な状況の中で、第８期のような評価で 2045 年を乗り切ることが難しいと思う。更に頑張りたいという姿勢はわかるが本当に大変になりそうである。

委　員：資料 1-③人口と要介護認定者数を記載しているが、要介護認定者数の欄に人口の記載と同じく、総数に対してのパーセンテージを表示してほしい。
65 歳以上の要介護・要支援の割合がわかるようにしてもらいたい。

事務局：今後検討をしていく。

委　員：資料 1-①〈22ｐ〉サービスガイド発行部数を記載しているが、残部はないのか。一部当たりの単価を教えてほしい。また、増刷と記載されているが、皆さん関心があってガイドを見ているのか。

事務局：令和 3・4 年度についてはほぼ配布をしており、残りが数十部程度。金額については 60 万円程度の予算をかけている（各 3,000 部）。令和 5 年度については官民共同事業で、民間業者に協力してもらい、業者が広告収入を基に作成することになったため、今年度について発行経費は発生していない。

委　員：資料 1-①〈20Ｐ〉介護従事者人材バンクについて、登録数とは介護の仕事を志望する方になるのか。

事務局：介護の仕事を志望する方である。

委　員：登録者数が 9 人もいるが、実際の就労者数は 0 人となっており仕事に就けなかった原因を市の方で考えているか。雇用者との条件が合わなかったのか。

事務局：実際に登録者の方が窓口に来た際に条件をお示しするという形になっているが、うまくいっていないものと考える。

委　員：施設の方で希望する人がいなかったということか。

事務局：要因としてあるのではないかと考える。

委　員：全国的に人材不足の時に、9 人も登録者がいるのが、その内働く人が 0 人となるともう少し工夫があってもいいかと感じる。条件が合わないのであればその条件をクリアできる市からの助成等工夫があってもよいかと思う。

委　員：資料 1-①〈41ｐ〉ＳＯＳネットワーク事業についてＧＰＳの採用は考えていないのか。

事務局：資料 1-①〈42ｐ〉いどころ発信システム助成事業の部分で、ＧＰＳの購入の初期費用の一部を助成している。

委　員：そのＧＰＳは希望者がいたときにお金の補助を考えているのか。

事務局：購入者に対して初期費用の一部を補助しており、7,000 円の上限を設けている。

委　員：実績はあるか。

事務局：令和５年度については１件ある。

委　員：資料 1-②事業費について、マイナスになっている箇所は実際には使わなかったということだと思うが、例えば、通所介護を見るとＲ5 年度は約 7,000 万円余る見込みということになるのか。

事務局：余るというものではなく、計画に対して実績が予定より下回っていたというものである。

委　員：令和 4 年度について約 6,000 万円下回るという金額は何か計画の立て方に問題あるのではないかと思う。または安全のために高く設定しているのか。計画値と近づけることかできないのか。

事務局：令和３年度から令和５年度の計画について、コロナが始まった令和２年中に作成を行った。コロナがどの程度長引くものか予測がつかず、この計画を立てる段階においては、コロナが収まる前提で第８期の計画を作成した。実際にはコロナの影響をかなり受ける結果となったが、計画と実績値を近づけることは市の役割と考えている。

委　員：介護保険の財源については税金が 50%、介護保険料が 50%とある。税金について、国が 25%、道 12.5%、市 12.5%であることはわかるが、例えば国の 25%については人口か何かの割合で決まっているのか。

事務局：国の 25%の内 20%が、かかった事業費×20%の金額が入ってくる。また、精算払いの形となる。

委　員：精算払いとなれば、実際にかかった分だけ請求するという考え方でよろしいか。

事務局：介護給付費の分に関してはそうである。

委　員：サービスガイドは色々な場所に置いてあると思うが、その他にどのように配布をしているか。

事務局：高齢者支援センターに設置することやケアマネジャーが利用者に配布をしている。その他、市役所窓口に求められた際に配布している。

委　員：介護サービス事業者宛てに必要部数の照会がメールで届いた。10 部いただき、ＨＰでも印刷することができた。

委　員：資料 1-①〈23ｐ〉高齢者地域見守り事業の中で把握する孤立死の人数を教えてほしい。

事務局：例年の傾向で言うと 10 件程度。福祉総合相談室で把握している数になるため、市全域の実際の数を把握しているわけではない。

委　員：資料 1-①〈31ｐ〉高齢者虐待防止ネットワーク事業について、虐待の件数が記載しているが、加害者は家族が加害者となったケースか。または施設の職員が加害者となったケースか。

事務局：家族と施設の職員の両方合わせた件数となる。

委　員：サービスの中で、在宅サービスと居住系サービスとあるが、その違いについて教えてほしい。施設サービスというのはわかるが居住系サービスとは。

事務局：資料 1-①〈13ｐ・14ｐ〉に記載している。居住系サービスは、認知症のグループホームやサービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホームの中で介護保険の指定を受けている施設が当てはまる。

委　員：介護事業者の合同就職説明会を今年度実施しないとのことだが、実施しない理由は何か。

事務局：コロナ禍の状況を心配した部分があった。また、これまで様々な手段で就職説明会を実施したが結果に結びつかない状況において、新たな展開を模索しているところである。

委　員：先程の話に戻るが、介護従事者人材バンクに９人登録者がいるが、採用する側の条件が合わなくて１人も採用にならなかったのかと。事業所は人が足りなくて、９人は就職希望をしているのに対し、就職に繋がらないのは違和感がある。本当に気持ちがあるのであれば、その９人に対して面接等を実施した後に、施設に対して何が合わなかったのかを探り、市の方でフォローしてあげる等、もう少し採用にならなかった原因を深く考えていくべきであると思う。

事務局：資料の記載方法がわかりづらいところもあり、（各年度）９人と記載しているが、９人の入れ替わりがない状況が続いており、新たに登録している人がいないところである。また、

その９人の状況も追えておらず、このシステムがあまり機能していないところである。人材バンク自体は平成 29 年から開始しており、１５名登録の内６名が就職に結びついたというのが現状であり、９名がそのまま残っている状況である。人材バンク自体が本当に必要であるのか、実際就職したいと思う方であれば、登録をしていなくてもハローワークに行くことや、事業所の応募もたくさんあるため直接行くものと考えている。

委　員：それであれば人材バンクをやめて、もっと施設側が必要とする人材を確保できるような方法を考えるべきであると思う。例えば、ニートは全国に 50 万人程いるため、そういった方も就職できるような社会全体の取組等、北広島市が率先して実施すると素晴らしいと思う。

委　員：資料 1-①〈16ｐ〉空き家の活用とあるが、ここでいう空き家の活用というのは所有者が何かに活用したいときに、お金を補助するというシステムだと思うが、より先に進んで市が独自で憩いの場のような建物を建て、高齢者の健常者のことも考えて気楽にお茶を飲む場等の施設を提供してもよいと思う。

事務局：そういった施設を市で建てるべきであるか、民間で建てるべきであるかという問題はあるが、憩いの場が近場に増えていくことは望ましいことと思う。

（2）在宅介護実態調査結果について　　【資料２】

事務局：（説明）

部会長：事務局の説明について、質疑、意見等はないか。
（質疑、意見等はなし）

（3）サービス提供事業者調査結果について　　【資料３】

事務局：（説明）

部会長：事務局の説明について、質疑、意見等はないか。

委　員：本調査について、調査対象になる法人数は 49 で回答した法人が 41 とあり、8 法人が回答していない。市の調査に対して回答しないということはあるのか。

事務局：本調査は任意としており、回答のしないケースも発生してしまう。

委　員：アンケートの中に、市に対して要望や意見等を記載する欄はあるのか。

事務局：要望や意見等の記載欄を設けている。

委　員：事業所にも社会的責任があると思うので 100%回答すべきであると考える。

委　員：資料３〈7ｐ〉の「国がすすめようとしている要介護１・２を自治体の総合事業に移行することに反対」とあったがこの意味が分からない。総合事業に移行するとどうなるのか知りたい。

事務局：現状としては要支援 １・２ の方が総合事業にあたる。総合事業には訪問介護と通所介護があり、各市町村が様々な工夫をしながらサービスを提供できる。例えば、住民主体で家事援助の実施、通常、通所介護は施設に通って専門職員が対応するが、それを住民主体で実施する形も市町村が定めればできることとなる。市独自で実施できるが、給付費に上限が定められており、無制限に交付されるものではない。現在、要介護 １・２ の方についても要支援 １・２ の方と同じ分類にする方向性について国で議論がされており、今回の制度改正では実施しないことになったが、また第１０期の計画時に議論が再燃すると考えられる。

４　協議事項

（1）第９期介護保険事業計画策定に向けて　　【資料４】

委　員：資料３で今の段階で事業所から出た意見等が反映されている部分はあるか。

事務局：一番は介護人材の確保について検討していかなければと認識しているところで、第９期の期間中に新たな施策等対応しなければならないと感じている。

委　員：基本目標５の重点的に取り組む事項の中で「適切な介護保険事業の運営を行うため、給付費適正化事業において目標値の設定を行い、事業を実施」とあるが、医療保険においても医療の適正化という言葉がよく使われるが、報酬の削減になるのか。

事務局：具体的に検討している給付費の適正化の取組は、住宅改修や福祉用具の貸与が正しく行われているか、実際に工事等を行った後にその方の自宅に行って調査することを検討。また、毎月国保連合会から介護給付費の請求と帳票が送られるが、その内容を確認して正しく請求されているか、等の実施を検討している。

委　員：人材確保については、日本人の確保を考えているのか。資料３で１割の法人が今後外国人人材の採用を検討とあるが、たった１割なのかというのが正直な見解。人材確保に向けて日本人を中心に考えていくのか教えてほしい。

事務局：働いてもらえる方を増やしていくためには、日本人・外国人問わず考えており、外国人も

視野に含めていく。

委　員：介護人材の確保とあるが、ヘルパーの人材がとても足りないと感じる。より生活支援の部分を組み入れたいが、事業所に１日２回以上は無理と言われてしまう。他の市町村でも、朝にモーニングケアをして夜も利用したいとなったときに１日２回は無理ですと言われることが多い。やはり生活（支援）があってお家で暮らせるものだと思う。住み慣れた地域で幸せに暮らせるためにという理念もあるとしたら、やはりヘルパー支援は必要不可欠だと思うので、人材確保を市で頑張ってほしいと思う。施策を具体化してほしい。

部会長：介護人材に関しては従来からの問題であり、ますます深刻化しており、今後、介護サービスを受けられない事態になっていく可能性がある。介護保険計画を立てる立場として責任があり、対策を講じていかなければならない。また、行政のみではなく、住民も含め危機感をもって取組まなければ難しい問題であり、真剣に考えていかなければならない。

５　その他

次回の部会開催について説明。

６　閉　会